

TOKYO PRO Marketへ上場おめで
ございます。
ここからは、上場を維持していく
ための概要をご説明します。



3. TOKYO PRO MARKETで 上場を維持するための概要

① 上場維持要件(上場後の義務)



上場出来たらそれで
終わりじゃないんで
すね？

はい、そうです。上場したら、
上場を維持していくための要件
があります。(上場後の義務とも
いわれています。)



上場維持要件(上場後の義務)

J-Adviser 契約の維持

- TOKYO PRO Market 上場会社は、上場後も J-Adviser 1社と契約を継続していかなければなりません。

適時開示

- TOKYO PRO Market は、他の市場に上場している上場会社と同様に重要な一定事項を適時適切に開示しなければなりません。

発行者情報の開示

- TOKYO PRO Market 上場会社は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日から3か月以内に『発行者情報』を開示(作成・公表)しなければなりません。

i . J-Adviser契約の維持



J-Adviserには上場までをサポートしてもらって終わりじゃないんですね？

J-Adviserは、上場まで、そして、上場後も上場会社が上場維持していけるように指導・助言をしてくれます。通常は上場前に担当していたJ-Adviserとの間で締結した『J-Adviser契約』を継続させますが、他のJ-Adviserに変更することもできます。



J-Adviser契約の維持

J-Adviserからの助言・指導

- TOKYO PRO Market上場会社は、適切に上場会社としての要件を充たしていくために、上場後も担当J-Adviserから助言・指導を受けます。
- J-Adviserは原則的には上場前に契約したJ-Adviserが上場後も継続しますが、変更することも可能です。

発行者情報等への開示

- J-Adviser契約は上場維持の重要な事項であることから、以下の内容を発行者情報等に記載しなければなりません。
 - J-Adviser契約の解約に関する事項
 - J-Adviser契約の解約に係る事前催告義務に関する事項
 - J-Adviser契約の解約につながる可能性のある要因が発生していない旨(当該要因が発生している場合は当該要因の詳細及び当該契約の解約の有無に関する担当J-Adviserの考え方)及び当該要因が発生した場合に上場廃止につながる可能性の有無

(J-Adviserの上場後の義務については後で改めてご説明します)

ii. 適時開示(1/3)



適時開示って何ですか？

適時開示とは『重要な会社情報を開示すること』をいいます。公正な株価等の形成と投資者の保護を目的としています。



適時開示

適時開示の方法

- 適時開示は(Timly Disclosure network:適時開示情報伝達システム(TDnet))とよばれる、国内の金融商品取引所等が共同利用している適時開示の登録・配信システムを利用して行われます。
- 開示された情報は、Tdnetを通じて多数の報道機関に伝達されるほか『適時開示情報閲覧サービス』に掲載されてWeb上で一般に見ることができるようになります。

適時開示の主な項目

- 上場会社の情報
 - ・ 上場会社の決定事実
 - ・ 上場会社の発生事実
 - ・ 上場会社の決算情報
 - ・ 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
 - ・ その他の情報
- 子会社等の情報
 - ・ 子会社等の決定事項
 - ・ 子会社等の発生事実
 - ・ 子会社等の業績予想の修正等

ii. 適時開示(2/3)



適時開示の主な項目がよく分かりませんか？

適時開示の項目は、東京証券取引所の『上場ガイドブック TOKYO PRO Market編 C参考資料 上場後の提出書類一覧(内国株)』に『提出書類、提出時期、提出方法』が掲載されています。ここでは、開示する項目をご紹介します。



(1) 株主総会関係

- ① 定時株主総会
- ② 臨時株主総会

(2) 定期的に提出する書類

- ① 決算発表予定日の通知
- ② 上場株式数報告書

(3) 新株式発行等関係

- ① 新株式発行(②及び③を除く。)
- ② 株主割り当てによる新株式発行
- ③ 第三者割当による新株式発行
- ④ 気発行株式の売付け勧誘等
- ⑤ 自己株式処分に係る売付け勧誘等
- ⑥ 預託証券の新規発行又は売付け勧誘等
- ⑦ 新株予約権の発行(ストック・オプションの発行を含む)
- ⑧ 新株予約権の無償割当て
- ⑨ 転換社債型新株予約権付社債の発行
- ⑩ 種類株式等の発行
- ⑪ 株式無償割当て
- ⑫ 株式分割
- ⑬ 株式併合
- ⑭ 株式交換
- ⑮ 株式移転
- ⑯ 合併
- ⑰ 会社分割
- ⑱ テクニカル上場に係る上場申請

ii. 適時開示(3/3)

(4) 剰余金の割当て

- ① 剰余金の配当
- ② その他の権利の割当て
- ③ 基準日設定の中止

(5) 情報の全部又は一部の譲渡又は譲受け

(6) 子会社等の異動

(7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得

(8) 業務上の提携

(9) 公開買付け

(10) 定款変更関係

- ① 事業年度の末日(決算期)の変更
- ② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合
- ③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定めを廃止若しくは新設
- ④ 商号変更
- ⑤ 本店所在地の変更
- ⑥ その他の変更

(11) 自己株式関係

- ① 自己株式の消却
- ② 自己株式処分に係る募集

(12) 株式事務関係

- ① 株式事務代行機関の設置又は変更(株主名簿管理人の事務取扱場所、都内連絡所、電話番号等の変更が行われた場合も含む)

(13) 代表者等の変更

- ① 代表者(東京証券取引所に対する代表者である代表取締役等)の変更
- ② 情報取扱責任者の変更
- ③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

(14) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

(15) その他



大丈夫です、J-Adviserの指導に従ってください。



iii. 発行者情報の開示



『発行者情報』って
なんか聞き覚えがあ
りますね？

よく覚えていましたね、上場申請のための書類のうち『特定証券情報』のところで出てきました。『発行者情報』は、他の市場に上場している上場会社が提出しなければならない有価証券報告書に相当する開示資料です。内容は『特定証券情報』とほぼ同じですので、後ほど詳細にご説明します。



発行者情報の開示

開示時期

- 事業年度(もしくは中間会計期間)、又は、連結会計期間(もしきは中間連結会計期間)の末日後3か月以内に提出しなければなりません。

作成様式

- 東京証券取引所が定める様式(特例施行規則別記4様式)

開示(公表)方法

- 東京証券取引所のウェブサイトへの掲載、または、上場会社のウェブサイトへの掲載のいずれかを選択できます。
- 上場会社のウェブサイトへの掲載を選択した場合、担当J-Adviserは、東京証券取引所に当該発行者情報データを東京証券取引所に提出する必要がある、東京証券取引所が東京所見取引所のウェブサイトに掲載します。

② 上場廃止



…あまり考えてく
ないですね。。。

はい、あまり考えたくない
ですが、知っていなければ
ならないですね。
大きく2つに分類されてい
ます。

- ・J-Adviser契約が継続で
きなかつた場合
- ・自主的に上場廃止する
場合



上場廃止

J-Adviser契約が維持できなくなった場合

- 担当J-Adviserは、上場会社が上場適格性を喪失したと判断した場合、契約を解除することになります。

上場会社は、J-Adviser契約を解除された場合、必要な期間内に別のJ-Adviserとの間でJ-Adviser契約が締結できなかった場合上場廃止になります。

自主的な上場廃止

- 上場会社が、株主総会の特別決議により上場廃止を決議し『上場廃止申請書』を東京証券取引所に提出した場合、上場廃止になります。